

Ⅲ 教育再開への取組

1 児童生徒、教職員の被災状況の確認

(1) 発災後の児童生徒の安否と居場所の確認

* チェックリスト

(2) 発災後の教職員の安否確認

* チェックリスト

2 家庭・保護者の被災状況の確認

(1) 発災後の保護者の安否と居場所の確認

* チェックリスト

3 学校園施設・設備等の点検

(1) 発災後の施設・設備等の点検

(2) 移転先での学校園再開の準備

(3) 仮設校舎の建設要請

* チェックリスト

4 通学路の安全点検と通学方法の確認

(1) 危険箇所の点検と補修箇所の報告

(2) 公共交通機関の運行状況の確認

(3) スクールバスの確保

* チェックリスト

5 教育環境の整備

(1) 授業形態の工夫と教職員の配置

(2) 教科書、学用品等の確保と支援物資の受入

(3) マスコミへの対応

(4) ボランティア団体等への対応

* チェックリスト

6 避難所運営支援と共存

(1) 避難所開設から運営までの流れ

(2) 避難所運営組織との連携と事前協議

(3) 施設・設備の安全点検と立入制限区域の明示

(4) 避難所との共存と解消

* チェックリスト

7 給食業務の再開

(1) 施設・設備の安全点検

(2) 学校給食の再開に向けて

* チェックリスト

(1) 発災後の児童生徒の安否と居場所の確認

- ◎ 行政区や自治体の情報活用、児童生徒や保護者のつながりによる情報収集が有効であった。
- ◎ 家庭訪問、避難所訪問による直接確認、自治体の避難者名簿の確認をすることが有効であった。
- ライフラインが寸断された場合のことを想定していなかった。
- 学校と保護者が、電話、メール等、複数の手段を使って、相互に連絡が取れる体制を整えておく必要があった。

① 平日の日中等の場合

ア 授業(課外活動)中

- ・ 学級担任等は、児童生徒を掌握する。欠席者等は、保護者に電話連絡を行い、安否と居場所を確認する。
- ・ 教務・主幹教諭等は、一斉メール等で学校の状況等を保護者に配信する。
- ・ 電話・メールが使用できない場合、学級担任等は、状況に応じて欠席者等の児童生徒宅に家庭訪問、避難所訪問をする。

イ 登下校中

- ・ 学級担任等は、在校・登下校中の児童生徒を掌握する。
- ・ 防災主任等は、通学路の安全、交通機関の運行状況等を確認する。
- ・ 教務・主幹教諭等は、一斉メール等で学校の状況等を保護者に配信する。
- ・ 学級担任等は、登下校中の児童生徒の保護者に連絡を取り、安否と居場所を確認する。
- ・ 電話・メールが使用できない場合、学級担任等は、状況に応じて安否確認できない児童生徒宅に家庭訪問、避難所訪問をする。

② 休日、夜間等(児童生徒在宅時)の場合

ア 電話・メールが使用できる

- ・ 教務・主幹教諭等は、一斉メール等で緊急情報(安否確認方法)等を保護者に配信する。
- ・ 学級担任等は、保護者に電話連絡をして安否と居場所を確認する。

イ 電話・メールが使用できない

- ・ 学級担任等は、家庭訪問、避難所巡回、掲示板等により安否と居場所を確認する。

【学校の役割分担(例)】

	内 容 等
管理職 (校長・副校長・教頭)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校災害対策本部の設置及び教職員への指示 ・災害等に関する情報収集 ・教育委員会、自治体、PTA役員との連絡調整・報告
教務・主幹教諭 防災主任	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信(一斉メール配信, HP作成等) ・校舎内外の被害確認, 通学路・交通機関の確認 ・保護者との連絡調整
学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒掌握, 家庭連絡 ・家庭訪問, 避難所訪問
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の心身の健康状態の把握 ・負傷者等の応急手当 ・学校医, 医療機関等との連携
事務職員	<ul style="list-style-type: none"> ・電話対応等, その他

【参考資料】

- 生徒の安否確認方法実践例
避難所となった校舎内, 体育館に伝言板として情報を掲示



避難所入口に設置された情報伝言板
【志津川高校】



体育館の壁に掲示した避難者名簿
【志津川高校】

- 安否システム例
 - ・ 171 の活用
 - ・ web171 の活用 等

チェックリスト

① 平日の日中等の場合

ア 授業(課外活動)中

- 児童生徒の掌握
- 欠席者等の保護者に電話連絡をして確認
- 一斉メールによる学校の状況等の配信
- 電話・メールが使用できない場合
⇒ 欠席者等の児童生徒宅に家庭訪問、避難所訪問

イ 登下校中

- 在校・登下校中の児童生徒の掌握
- 通学路の安全、交通機関の運行状況等の確認
- 一斉メール等による学校の状況等の配信
- 登下校中の児童生徒の保護者に連絡を取り、安否と居場所の確認
- 電話・メールが使用できない場合
⇒ 安否確認できない児童生徒宅に家庭訪問、避難所訪問

② 休日、夜間等(児童生徒在宅時)の場合

ア 電話・メールが使用できる

- 一斉メール等で緊急情報(安否確認方法)等の配信
- 保護者に電話連絡をして確認

イ 電話・メールが使用できない

- 家庭訪問、避難所巡回、掲示板等による安否と居場所の確認

安否確認の内容(例)
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童生徒等及び家族の安否・けがの有無 <input type="checkbox"/> 被災状況 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の様子 ・困っていることや不足している物資 <input type="checkbox"/> 居場所(避難先) <input type="checkbox"/> 今後の連絡先・連絡方法

「学校防災マニュアル(地震・津波災害)
作成の手引き」【文部科学省】

(2) 発災後の教職員の安否確認

① 平日の日中(学校管理下)等の場合

- ・ 管理職は、教職員を掌握する。学校不在職員は電話・メール等により確認する。
- ・ 学校不在職員は、電話等により学校へ連絡する。
- ・ 電話・メールが使用できない場合、教職員は配備計画(動員体制)に基づいて行動する。

② 休日、夜間等(在宅時)の場合

ア 電話・メールが使用できる場合

- ・ 管理職は、一斉メール、緊急連絡網を利用して確認する。
- ・ 教職員は、緊急連絡網を利用して連絡する。

イ 電話・メールが使用できない場合

- ・ 教職員は、配備計画(動員体制)に基づいて行動する。

【学校の役割分担(例)】

	内 容 等
管理職 (校長・副校長・教頭)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校災害対策本部の設置及び教職員への指示 ・ 災害等に関する情報収集 ・ 教育委員会、自治体、PTA役員との連絡調整・報告
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配備計画(動員体制)に基づいて行動 ※宮城県教育委員会災害対策基本要領警戒配備の発令基準第9～第12または各市町村教育委員会が定める災害対策基本要領等

【参考資料】

※例 宮城県教育委員会災害対策基本要領警戒配備発令基準第9～第12から抜粋

(市町村立学校においては、各市町村教育委員会が定める災害対策基本要領等を参照)

警戒配備(0号配備)

- 1 大雨、洪水、高潮等の注意報又は警報が発表されたとき。
- 2 宮城県に津波注意報が発表されたとき。
- 3 県内で震度4の地震が観測されたとき。
- 4 蔵王山、鳴子、栗駒山に噴火警報(火口周辺)、(警戒事項:火口周辺危険)又は(警戒事項:入山危険)が発表されたとき。
- 5 その他特に教育長が必要と認めたととき。

警戒本部（1号配備）

- 1 宮城県に津波警報が発表されたとき。
- 2 県内で震度4の地震が観測され、被害が発生したとき。
- 3 台風による災害が予想されるとき。
- 4 大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想される時又は被害が発生したとき。
- 5 大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪特別警報が発表されたとき。
- 6 蔵王山、鳴子、栗駒山に特別警報、噴火警報(居住地域[※])（警戒事項：居住地域[※]厳重警戒）が発表されたとき。
- 7 その他特に教育長が必要と認めたととき。

※「居住地域」が不明な場合は、「山麓」と記載

特別警戒本部（2号配備）

- 1 宮城県に大津波警報(特別警報)が発表されたとき。
- 2 県内で震度5弱、強の地震が観測されたとき。
- 3 その他特に教育長が必要と認めたととき。

平成27年4月1日施行

チェックリスト

- ① 平日の日中(学校管理下)等の場合
 - 校内の教職員の掌握
 - 学校不在職員等への電話・メール等による確認
 - 学校不在職員による学校への連絡
 - 電話・メールが使用できない場合
 - ⇒ 配備計画(動員体制)に基づく行動
- ② 休日、夜間等(在宅時)の場合
 - ア 電話・メールが使用できる
 - 一斉メール、緊急連絡網を利用した確認
 - イ 電話・メールが使用できない
 - 配備計画(動員体制)に基づく行動

(1) 発災後の保護者の安否と居場所の確認

① 平日の日中等の場合

ア 電話・メールが使用できる

- ・ 学級担任等は、保護者に電話連絡をして、保護者の安否と居場所を確認する。
- ・ 教務・主幹教諭等は、一斉メール等で学校の状況等を配信する。

イ 電話・メールが使用できない

- ・ 学級担任等は、必要に応じて家庭訪問、避難所訪問をして保護者等の安否と居場所を確認する。
- ・ 防災主任等は、通学区域内の被災状況を確認する。

② 休日、夜間等(在宅時)の場合

ア 電話・メールが使用できる

- ・ 学級担任等は、保護者に電話連絡をして、保護者の安否と居場所を確認する。
- ・ 教務・主幹教諭等は、一斉メール等で緊急情報(安否確認方法)等を配信する。

イ 電話・メールが使用できない

- ・ 学級担任等は、必要に応じて家庭訪問、避難所巡回、掲示板等により安否と居場所を確認する。
- ・ 防災主任等は、通学区域内の被災状況を確認する。

【学校の役割分担(例)】

	内 容 等
管理職 (校長・副校長・教頭)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校災害対策本部の設置及び教職員への指示 ・ 災害等に関する情報収集 ・ 教育委員会、自治体、PTA役員との連絡調整・報告
教務・主幹教諭 防災主任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報発信(一斉メール配信、HP作成等) ・ 通学区域・交通機関の確認 ・ 保護者との連絡調整・報告
学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の安否と居場所の確認 ・ 自宅周辺の被災状況の確認 ・ 家庭訪問、避難所訪問
その他の 教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集、電話対応等

チェックリスト

① 平日の日中等の場合

- ア 電話・メールが使用できる
 - 保護者の安否と居場所の確認
 - 一斉メールによる学校の状況等の配信
- イ 電話・メールが使用できない
 - (必要に応じて)家庭訪問, 避難所訪問
 - 通学区域内の被災状況の確認

② 休日, 夜間等(在宅時)の場合

- ア 電話・メールが使用できる
 - 保護者の安否と居場所の確認
 - 一斉メール等による緊急情報(安否確認方法)等の配信
- イ 電話・メールが使用できない
 - 家庭訪問, 避難所巡回, 掲示板等による安否と居場所の確認
 - 通学区域内の被災状況の確認

安否確認の内容(例)
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童生徒等及び家族の安否・けがの有無 <input type="checkbox"/> 被災状況 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の様子 ・困っていることや不足している物資 <input type="checkbox"/> 居場所(避難先) <input type="checkbox"/> 今後の連絡先・連絡方法

「学校防災マニュアル(地震・津波災害)
作成の手引き」【文部科学省】

(1) 発災後の施設・設備等の点検

- ◎ 学校や教育委員会では、有資格者や業者に建物の判定を依頼し、児童生徒の安全を第一に考え点検した。中には、見た目は大丈夫でも、土台が破壊されていて使用が危ぶまれる建物も見つかった。
- 屋内運動場の天井の崩落等、非構造部材の被害が大きかったことから、非構造部材の耐震対策の重要性を再認識した。

① 建物の構造部材、非構造部材の点検

- ・ 校舎内外の被害状況と危険箇所の確認をする。
- ・ 点検箇所を複数名で点検する。
- ・ 専門家(応急危険度判定士等)による校舎等の危険度判定調査を実施する。
- ・ 危険区域については、立入禁止区域の表示を行う。
- ・ 校庭の被害状況(地割れ、液状化現象の発生、水漏れ等)を把握する。
- ・ 緊急を要する場合は直ちに市町村教育委員会に連絡する。



校舎被害の様子

【登米市立石越中学校】

※ こうした箇所については、注意喚起等の2次被害防止策とともに、現状保存、写真撮影を行う。

② ライフライン(水道、電気、ガス等)の復旧状況の確認

東日本大震災では、地域によって復旧状況は異なるが、復旧までに電気が1週間程度、水道が3週間、ガスは5週間の日数を要した地域もあった。

- ・ 学校再開に向けて、各校舎・各箇所のライフラインの復旧状況の確認やネットワーク関係の確認を行う。
- ・ 電気・ガス・水道の設置箇所の点検には、十分な時間を充てて確実に調査し、その後、専門業者による点検を実施する。

③ 危険箇所の立ち入り禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検

- ・ 危険箇所に貼り紙等で注意喚起する。
- ・ 点検結果は、校舎配置図等に転記し、職員室に掲示するとともに避難所にも掲示し情報提供する。(2次被害防止)
- ・ 色分け等で危険箇所を分かりやすく表示したり、災害時要配慮者にも分かりやすい表現にしたりすることが重要である。



校舎の被害【登米市立石越中学校】

- ・ 校舎内の天井材、照明設備などの被害や、特別教室における楽器や視聴覚機器、理科実験器具や危険薬品、灯油保管場所等の確認を行う。

④ 校舎内外の清掃

- ・ 児童生徒が登校する前に安全面・衛生面を考慮して、校舎内外の清掃を行う。

※ 原子力災害が発生し、「除染特別地域」や「除染状況重点調査地域」に指定された場合には、国や市町村が主体となって除染を進める。学校は、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、定期的な放射線量の測定を行う。

【学校の役割分担(例)】

	内容等
管理職 (校長・副校長・教頭)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校災害対策本部の総括、意思決定 ・教育委員会、市町村災害対策本部との連携
教務・主幹教諭 防災主任	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の集約、表示等による注意喚起 ・点検計画立案、調整
学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・校務分掌、学校防災計画等を基にした安全点検 ・清掃、見回り ・理科室等の薬品点検
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、洗剤等の点検と管理 ・環境衛生管理 ・清掃用具の準備 ・清掃の点検
事務職員	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所の補修、専門家による点検依頼 ・ライフラインの復旧状況確認 ・灯油保管場所等の確認 ・清掃用具の購入 ・清掃業者への依頼 ・備品購入

(2) 移転先での学校園再開の準備

- ◎ 他の学校園を共同使用する場合、連絡調整をスムーズに行うためにも教師間のコミュニケーションが大切であった。
- 小学校と中学校が1つの校舎に入ったケースもあったが、時程の違い(45分授業、業間休み)があり、大きな調整が必要であった。

① 学校園再開に向けての移転パターン

- ・ 他の学校園を共同使用…A学校がB学校と共同使用
- ・ 既存の使用していない施設への移転…C公民館へD学校が移転
- ・ 新設された場所への移転…仮設校舎、新校舎への移転

② 移転先での学校園再開の準備内容

※単独の移転か、複数校で移転か、被災の有無等でも準備は異なる。

- ア 施設の安全に関すること
 - ・ 移転先の安全点検など →p18Ⅲ章 3(1)参照
- イ 施設の利用・管理に関すること
 - ・ 利用箇所の確認、共用スペースの調整など
- ウ 必要となる備品・物品に関すること
 - ・ 備品・物品のリストアップや備品・物品の借用・搬入・購入計画など
- エ 通学の安全に関すること →p23Ⅲ章 4 参照
 - ・ 通学路の安全確認・選定や通学方法、通学時の安全指導など
- オ 時程に関すること →p27Ⅲ章 5 参照
 - ・ 始業時間、休み時間、時間割の調整や特別教室の調整など
- カ 同じ施設を利用する学校間の連絡調整に関すること
 - ・ 生徒指導上の共通理解など
- キ 避難所との連絡調整に関すること
 - ・ 利用箇所の確認、共用スペースの調整など →p33Ⅲ章 6 参照

【学校の役割分担(例)】

	内 容 等
管理職 (校長・副校長・教頭)	・教育委員会との連絡調整(移転先の決定) ・他の学校園との連絡調整
教務・主幹教諭 防災主任	・他の学校園との連絡調整(時程) ・利用箇所の確認、共用スペースの調整 ・移転先の安全、通学の安全に関すること
学級担任等	・児童生徒の通学方法、通学経路の確認 ・生徒指導上の配慮事項集約
養護教諭	・心のケアや配慮が必要な児童生徒の把握
事務職員	・必要となる備品、物品に関すること

(3) 仮設校舎の建設要請

- ◎ 東日本大震災後、施設が使えない多くの学校が、他校の空き教室を使用したり、統廃合されて使っていない施設を利用したりした。
- 長時間のスクールバス通学は職員の勤務、児童生徒等の生活に不自由を強いることになる。学区内に、学校として必要な施設を備えた仮設校舎の建築が急務となる。

① 施設の場所・内容の検討

- ・ 校舎に使用危険判定が出た場合は、安全な施設を教育委員会と相談し検討する。
- ・ 場合によって、校舎の一部のみを使用したり、移動して別施設を使ったりすることも検討する。
- ・ 地域から一時的ではあるものの学校がなくなること、仮設校舎をどこに建てるか、また、どのように建てるかは、保護者や地域、教育委員会も含め十分な話し合いが必要である。



② 大切な「学び舎」として

- ・ 仮設校舎であっても、使用するものにとっては大切な「学び舎」である。
- ・ 有効な教育活動ができる施設であるとともに、使用する児童生徒等がその建物で学ぶことの誇り、感謝の気持ちを持てるような工夫が必要である。



上: 石越中スクールバス登校の様子
【H23.8】

下: 完成した仮設校舎

【H24.1】

【学校の役割分担(例)】

	内容等
管理職 (校長・副校長・教頭)	<ul style="list-style-type: none"> ・市教委等との連絡・調整 ・保護者及び地域住民からの情報収集 ・仮設完成までのスケジュールの設定
教務・主幹教諭 防災主任	<ul style="list-style-type: none"> ・再開からの教育課程の計画 ・仮設校舎配置図の提案 ・仮設校舎の通学路の危険点検
学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設校舎での学習・生活の指導, ルールづくり
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・保健衛生面の確認
事務職員	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設校舎への引越に伴う経費の算定 ・現備品の管理, 引越先での設置場所の検討・提案

チェックリスト

① 発災後の施設・設備等の点検

- 被害状況と危険箇所の確認
- 専門家による危険度判定調査
- 危険箇所への注意喚起(立入禁止等表示, 写真・記録等保存)
- 専門業者によるライフライン点検
- 校舎内外の清掃

② 移転先での学校園再開の準備

- 移転場所・施設の選定
- 移転先での学習・生活の流れの確認・共通理解

③ 仮設校舎の建設要請

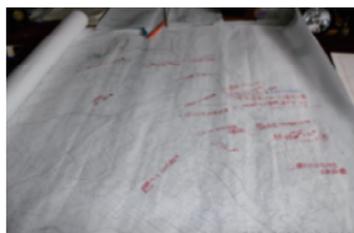
- 地域住民・保護者・教育委員会との話し合い(建設場所・施設内容の検討)

(1) 危険箇所の点検と補修箇所の報告

- ◎ 教職員の見回り確認によって、危険な箇所の把握に努めた。
- ◎ 保護者からも情報を得ることを行った。
- ◎ 通学路の惨状が浮き彫りとなり、安全対策を行うことができた。
- 児童生徒の心のケアをかねて調査を行えるとうい。

① 危険箇所の情報収集

- ・ 市町村災害対策本部、警察署、消防署、地域住民等から情報を収集する。
- ・ 通学路が示されている通学圏域の大きな地図に危険箇所の情報を書き込む。



被災状況確認地図(色麻町)

【東日本大震災アーカイブ宮城】

② 校区または学校周辺調査

- ・ 教職員が複数でチームを組み、安全確認のために通学圏域を調査する。
- ・ 災害状況を地図に書き込み、補修が必要な箇所を検討する。
- ・ 収集した情報は、保護者や地域住民と共有する。

③ 補修箇所の報告

- ・ 危険箇所や災害状況を教育委員会へ報告し、補修必要箇所について要請する。

④ 新たな通学路の決定と周知

- ・ 安全が確保された新たな通学路を決定し、教育委員会と保護者へ周知する。

【学校の役割分担(例)】

	内 容 等
管理職 (校長・副校長・教頭)	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所や災害状況を教育委員会へ報告し、補修必要箇所について要請 ・新たな通学路を決定し、教育委員会と保護者へ報告
教務・主幹教諭 防災主任	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所や災害状況を調査するためのチームを編成 ・補修必要箇所要請や新たな通学路決定のために情報の一元化

(2) 公共交通機関の運行状況の確認

- ◎ 被災したJR路線の代行バス運行に合わせ、自治体の取組として、避難所等から代行バスの発着地点まで住民バスが運行され、通学にも活用された。
- ◎ 貸切バス事業者に依頼して、臨時路線バスとして運行した自治体もあった。

① 運休・再開状況等の確認

- ・ 鉄道や路線バスの運休状況及び代替措置、経路変更等の状況並びに復旧・再開の目処等を随時確認する。

② 児童生徒等への周知と利用状況の把握

- ・ 代行バスや臨時バス等の経路・運行時刻等について、保護者、児童生徒に周知する。
- ・ 利用する児童生徒を把握し、全職員が登下校手段等を確認できるようにする。



流された列車と振替輸送のバス
【Yahoo!JAPAN 東日本大震災写真保存プロジェクト】

③ 交通事業者への要請

- ・ バスの必要台数の確保、学校の状況に応じた運行経路・運行時刻等の設定について、教育委員会や災害対策本部を通じ、交通事業者へ要請する。

【学校の役割分担(例)】

	内 容 等
管理職 (校長・副校長・教頭)	・ 代行バスの早期運行、バスやタクシーの借上げなど通学手段の確保について、教育委員会や災害対策本部へ要請
教務・主幹教諭 防災主任	・ 代行バス等の運行に合わせた適切な時程等について検討
学級担任・ 養護教諭	・ 仮登校時における、児童生徒の状況把握と登下校手段の確認 ・ 代行バス等の乗降場所への立ち番と児童生徒の安全確保、心のケア
事務職員	・ 公共交通機関の運行状況等の変更など、最新の情報を把握

(3) スクールバスの確保

◎ 運行受託業者と調整の上、児童生徒の避難居所等に対応したスクールバス運行経路の変更を、弾力的に行い利便を高めた。

① 運行経路等の変更・設定

- ・ 職員等によるルートを試走や校区・通学路の安全確認を重ねながら、より効率的なルートの選定や乗降場所の確保に努める。

② 通学困難な児童生徒への対応

- ・ 新たなスクールバスの運行やタクシーの借上げ等、児童生徒の輸送手段の確保を教育委員会へ要請する。
- ・ 県立学校等の場合、市町村スクールバスへの自校生徒の混乗利用について、当該教育委員会と協議する。

③ 諸団体等からの支援

- ・ 様々な団体等からスクールバスの運行支援やタクシー等の利用提供がある場合は、支援の条件や契約内容等を確認の上、場合によっては教育委員会の了解を得るなど、後日トラブルが生じないように十分に留意する。

【学校の役割分担(例)】

	内容等
管理職 (校長・副校長・教頭)	・ 公共交通機関以外に必要とする通学手段の確保について、教育委員会へ要請 ・ 諸団体等からの支援、協力について検討
教務・主幹教諭 防災主任	・ 道路の被災・復旧状況等を踏まえ、適切なスクールバスルートの再構築を検討
学級担任・ 養護教諭	・ スクールバス等への児童生徒の安全な乗下車を指導 ・ 放課後のバス待ち時間の居場所づくりを検討し、下校までの児童生徒の状況を把握、心のケア
事務職員	・ スクールバス等の発着時における必要スペースの確保や危険物・支障物の確認

チェックリスト

① 通学路の安全点検

- 通学路, 校区の災害状況調査
- 校区地図へ災害状況を記入
- 災害状況の情報を, 保護者や地区住民と共有化
- 災害状況の情報を, 教育委員会へ報告
- 新たな通学路の決定及び教育委員会と保護者への周知

② 通学方法の確認

- 公共交通機関・スクールバス
- 鉄道や路線バスの運行及び代替措置, 経路変更等の状況確認
- 校区・通学路の安全確認
- 登下校手段の確認, 把握
- スクールバスルートを選定や乗降場所の確保
- 諸団体等からの支援について教育委員会と相談
- 通学手段の確保について, 教育委員会や災害対策本部へ要請
(代行バスの早期運行, バスやタクシーの借上げなど)
- 児童生徒の利用状況の把握
- 利用状況を踏まえ, 教育委員会や災害対策本部を通して交通事業者へ要請
(バス必要台数, 運行経路, 運行時刻等)
- 代行バスや臨時バス等の経路・運行時刻について保護者, 児童生徒へ周知

(1) 授業形態の工夫と教職員の配置

- ◎ 授業再開までの間は、教職員が数人ずつのチームをつくり、避難所や集会所を回って児童生徒の学習指導を行った。
- ◎ 校舎が被災して使用できなくなった学校は、近隣の学校の空き教室などを借りて授業を再開した。

① 学校再開前の対応

- ・ 教員が避難所等に出向いたり、電話やメール、貼り紙等を活用したりして、授業を行う日時、場所、準備物を児童生徒、保護者に知らせる。
- ・ 授業開始以前に教員が避難所を巡回して、プリント学習などを行うことも考えられる。

② 備品の整備と授業形態の工夫

- ・ 黒板やチョークがない場合は、ホワイトボード、マジックを用意する。
- ・ 児童生徒用の机と椅子、ロッカーの代わりに戸棚、教室を仕切る衝立、補助照明などを準備する。
- ・ 教室の数が少ない場合は、できるだけ複数の学年やクラスで授業を行う。
- ・ 時程を変更して午前授業や、短縮授業の実施も考慮する。
- ・ 特別支援学級の教室の確保にも配慮する。



体育館を仕切った授業
【崎市立古川第一小学校】

【学校の役割分担(例)】

	内容等
管理職 (校長・副校長・教頭)	・仮校舎の確保を教育委員会へ要請 ・椅子や机、黒板、最低限必要な備品を確保
教務・主幹教諭 防災主任	・限られた教室で教育活動を行うための時間割や時程の変更 ・必要な備品の把握と管理職への報告
学級担任等	・登校してきた児童生徒に対する「心のケア」 ・通常授業の準備
養護教諭	・学級担任、SGと連携した児童生徒の「心のケア」 ・トイレや水飲み場の衛生管理
事務職員	・教育活動再開に向けた物品の購入先の検討

(2) 教科書、学用品等の確保と支援物資の受入

- ◎ 全国、世界各地から多くの支援物資が被災した学校に届けられた。
- ◎ 校内に支援物資の担当者を決めて、外部との調整等を担うことで教職員の負担軽減となった。
- ◎ 教育委員会等を窓口とした支援物資の供給をすることにより学校の負担軽減が図られた。
- 被災状況やライフライン等の復旧に伴い、ニーズに合った支援物資の確保が求められた。
- 支援先に偏りがあり、学用品が不足した学校も見られた。

① 損失状況の確認と発注

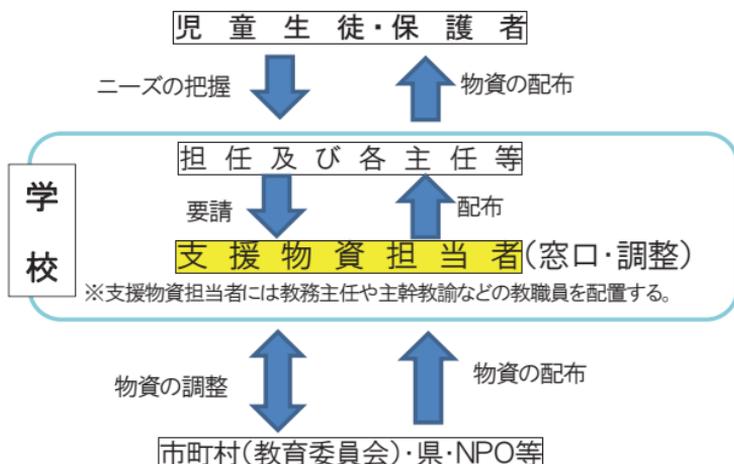
- ・ 児童生徒の教科書などの損失状況を調べ、損失があれば教育委員会に要請する。学用品については、当面の間は借用・代用を検討する。
- ・ ボランティア団体、NPO法人等に支援を要請するときは、教育委員会を通じて行う。
- ・ 支援物資を保管する場所を確保し、どの団体から届けられたものかを記録する。



学用品の支援物資が届く
【東日本大震災アーカイブ宮城】

② 支援物資受け入れ等の組織体制

- ・ 物資を取りまとめる校内の担当者を決め、外部との対応等を担う。



③ 支援物資を取りまとめる際の留意点

- ・ 空き教室等を確保し、支援物資を保管する。
- ・ 在籍する兄弟関係を考慮するなど適切なニーズの把握に努める。
- ・ 必要な物資や学校に届いた物資をデータ等にリスト化し、共有する。
- ・ 食料品が届いた場合、消費期限内の配布に努めるよう記録と整理を行う。
- ・ 市町村(教育委員会等)が窓口となる系統が確立されている状況であれば、連携して物資の要請をする。
(東日本大震災では文部科学省ポータルサイトが立ち上がり、物資のマッチングを行った。)
- ・ 物資の仕分けなどに外部支援者(他自治体支援者等)を活用する。

【学校の役割分担(例)】

	内 容 等
管理職 (校長・副校長・教頭)	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書、学用品の損失状況を把握するよう指示 ・必要な物品のリストを作成し、教育委員会に要請 ・災害救助法に基づく支給適用物品の把握
教務・主幹教諭 防災主任	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資担当者としての業務 ・届けてくれた団体、日時、数量などを記録 ・家庭に向けて「教科書等不足調査」の実施
学級担任・ 養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書の必要部数を関係職員に報告 ・物資を保管するスペースの確保と物資の分配
事務職員	<ul style="list-style-type: none"> ・必要物品の種類や数量を一覧表にし、職員間で共有できる資料の作成

(3) マスコミへの対応

- ◎ マスコミの取材には、窓口を一本化するとともに、児童生徒及び避難者等のプライバシーに十分配慮した対応をした。
- 学校によっては、問合せが殺到して、対応に苦慮した。

① マスコミ等への対応

マスコミの報道は災害時の被災者の安否確認や支援のニーズ、被災の現状、次の災害に備えるためにも有効なものである。

しかし、プライバシー保護等の観点から以下の点に配慮する。

- ・ 教頭または校長が窓口となり、一本化した対応をする。
- ・ 所管の教育委員会と事前確認し、学校として相手側に取材対応の方針をしっかりと伝える。
- ・ 児童生徒への直接的な取材や個人情報の公表はしないなどプライバシー保護の観点から慎重に対応する。
- ・ 保護者からの了解を得る場合などは、個別に対応する。
- ・ 取材の際は、腕章等の機関名がわかるものを提示してもらう。

取材対応方針(例)

- ・ どのような趣旨で報道(放映または出版等)を行うのか等を事前に教育委員会と協議する。
- ・ プライバシー保護の観点から個人が特定できる報道方法は避ける。
- ・ 報道により児童生徒及びその保護者並びに教職員が今後の生活の不利益とならないよう配慮する。
- ・ 特定児童生徒の取材等を行う場合は、保護者の了解を得る。
- ・ 事前に放映日時(出版日)等を保護者等へ伝達する。

② 避難所となっている学校への来訪者及び問合せへの対応

- ・ 受付窓口を設け、避難所内にむやみに立ち入ることを規制する。
- ・ 避難所及び地域の避難者に関する問合せ等については、避難所運営組織の窓口につなぐ。
- ・ 掲示板の活用や時間を決めた放送での呼び出しでの対応をする。(トラブルを避けるためにも、伝達方法については、避難所運営組織を通じ、全避難者と事前に共通理解しておく。)

③ 調査研究者への対応

- ・ 市町村及び県が実施する調査は事前に趣旨や内容等が説明されるため、協力していく。
- ・ 研究者等による調査は、児童生徒の心の状態や教職員の負担等を考慮し、趣旨を踏まえ管理職が許可を判断する。

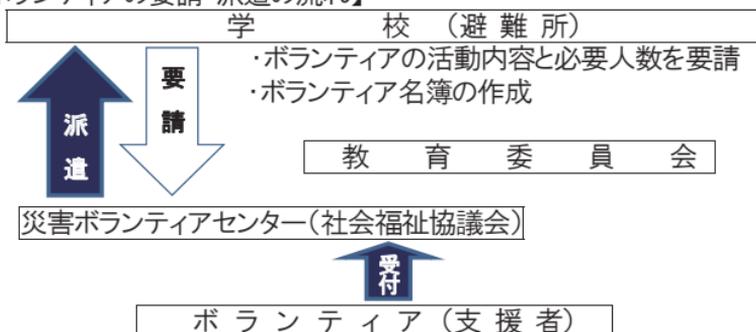
(4) ボランティア団体等への対応

- ◎ ボランティア団体の受入にあたっては、所管の教育委員会や社会福祉協議会の機関等と連携して行った。
- ◎ 中学生、高校生が避難所運営協力や清掃等で大きな役割を果たした。

① ボランティア団体等への対応

- ・ 派遣要請は、災害ボランティアセンター及び教育委員会を通じて行う。
- ・ 学校でボランティアの要請及び受入を行う際は、担当者(教頭または主幹教諭)を決めて対応する。
- ・ 支援をいただく際は、校長または教頭が事前説明の機会を設け、仕事内容などを明確にする。
- ・ 善意で直接学校へ支援を申し出た団体等に関しては、支援への感謝と学校の現状を伝えるとともに教育委員会等を通じて申し出ていただくことを伝える。

【ボランティアの要請・派遣の流れ】



ボランティアに依頼する内容(例)

- (1) 学校の早期再開に係る支援
 - ①学習支援 ②心のケア ③教室環境整備 ④登下校指導
 ※避難所対応のボランティアに協力を依頼することも考慮する。
- (2) 清掃及び防疫活動への応援
- (3) 物資・資材の輸送及び配分活動への協力

② 中高生のボランティアの積極的な活用

- ・ けがや事故等に留意し、中高生だからこそできるボランティアの積極的な活用を行う。

③ 教職員ボランティアの活用

- ・ 心のケアや介助が必要な方への支援も考慮する。

チェックリスト

① 授業形態の工夫と教職員の配置

- 仮の校舎としてふさわしい場所の確保
- 机, 椅子, 黒板, ロッカーなど備品の確保
- 時間割の変更
- 児童生徒への心のケア
- 校内衛生環境管理

② 教科書, 学用品等の確保と支援物資の受入

- 必要物品の把握と発注

③ マスコミへの対応

- 窓口の決定
- 対応方針の決定
- 個人情報等プライバシー保護への配慮

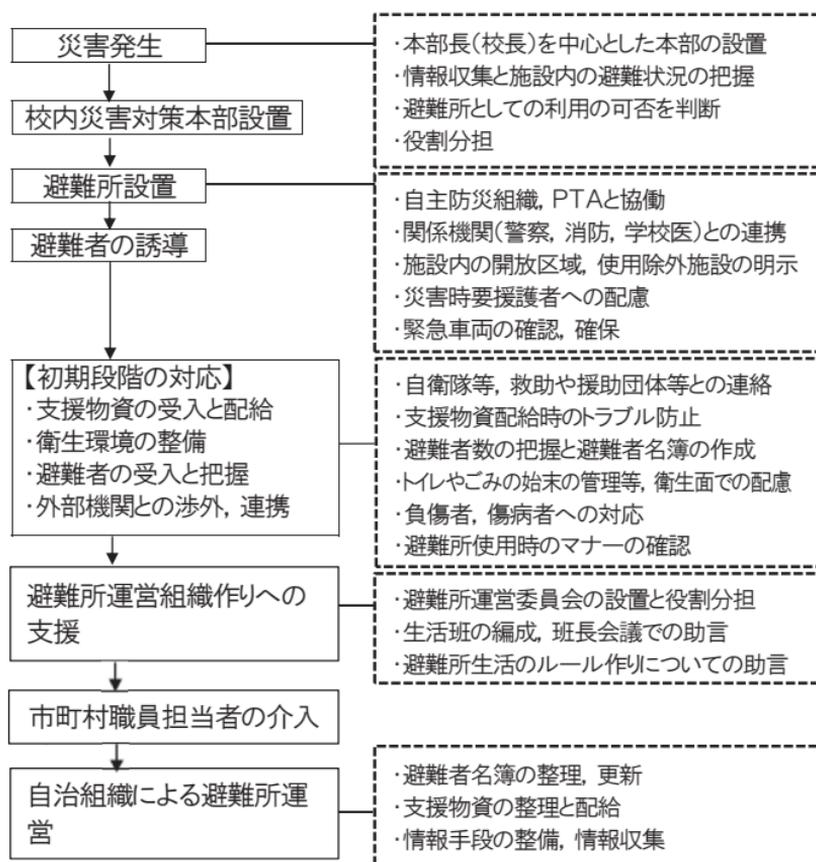
④ ボランティア団体等への対応

- ニーズの把握
- 受入担当者の決定
- 教育委員会やボランティアセンターとの連携

(1) 避難所開設から運営までの流れ

◎ 東日本大震災発生後、避難所になった学校では、教職員を中心に避難所運営を行った。その後、行政・地域住民と共に組織し、避難者の協力を得ながら自主的な避難所運営とつなげた。

自治組織による避難所運営開始後、教職員は学校再開に向け、校舎内の教育設備の点検、非常時における教育課程の編成、授業の準備、児童生徒の心のケアの業務に当たる。



【学校の役割分担(例)】

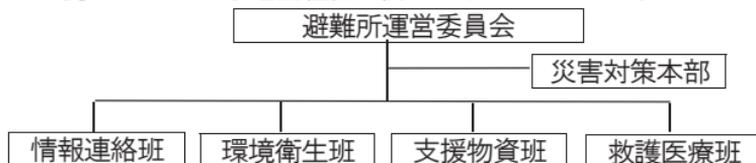
	内容等
管理職 (校長・副校長・教頭)	・関係機関、教育委員会、市町村職員との連絡調整 ・職員への指示
教務・主幹教諭 防災主任	・情報収集と避難者への対応の窓口 ・自治組織との連絡調整
学級担任等	・役割に応じた避難所運営
養護教諭	・衛生面、環境面での配慮と支援
事務職員	・支援物資等の把握

(2) 避難所運営組織との連携と事前協議

- 東日本大震災発生時には、避難所運営組織がなく、また、明確な役割分担もされていない学校が多かった。また、避難所開設の際の地域やPTAとの連携についての協議もされていなかった。

① 避難所運営組織

- ・ 避難所運営組織を構築する上では、PTAや地域と協議し、避難所運営組織内にそれぞれの役割を位置付けることで、スムーズな連携へとつながる。運営組織の例は以下のとおりである。



避難所運営委員会

市町村担当職員、施設管理者(校長、教頭)、行政区長、PTA役員、災害ボランティア代表等で編成する。

- ・ **災害対策本部** → 避難所運営にかかわる対応
避難所の管理、秩序維持、ボランティアの要請、避難所のルールに関することなど
- ・ **情報連絡班** → 避難者名簿の更新と管理、避難者への情報提供
- ・ **環境衛生班** → 避難所における衛生管理、環境管理
- ・ **支援物資班** → 食料や生活物資の管理及び配給、不足物資の請求
- ・ **救護医療班** → 負傷者への対応(医療施設への搬送等)及び災害時要援護者への支援、医療機関との連携

② 事前協議

- ・ PTA組織や地域防災連絡会との協議を通して、以下の点について確認しておく。

- ・ 施設開放区域と使用禁止区域の確認
- ・ 鍵の保管、解錠方法(教職員のいる時間、夜間、休日等)
- ・ 資機材等の保管状況
- ・ 防災倉庫内の物品の確認と使用方法
- ・ 避難所における業務と役割分担など

【学校の役割分担(例)】

	内容等
管理職 (校長・副校長・教頭)	・ 避難所運営委員会の設置と業務の役割分担 ・ 市町村防災部局との連絡調整
教務・主幹教諭 防災主任	・ 事前協議の内容の検討 ・ 地域防災連絡会やPTA組織との連絡調整
学級担任等 養護教諭	・ 避難所運営組織の役割分担に応じて活動
事務職員	・ 資機材の保管状況の把握

(3) 施設・設備の安全点検と立入制限区域の明示

- 東日本大震災発生時には、校舎、校地内の施設設備に大きな被害があった。また、十分な備蓄品も備わっていない状況にあった。
- 避難所となった学校には多数の避難者が押し寄せ、避難場所の確保に苦慮した。避難場所として開放する区域と立入制限区域を事前に決め、明示しておくことでスムーズな受入へとつながる。

① 施設・設備の安全点検

学校内にある備蓄品は、定期的に点検を実施する。また、鍵の管理や危険箇所の確認等、平時から計画的に安全対策に努めることが重要である。

ア 施設・設備の点検、管理について

- ・ 備品等の転倒、落下、移動防止の対策を行う。
- ・ 救助袋、消火栓、消火器等の定期点検を行う。
- ・ 市町村の防災部局と防災倉庫の点検、備品に関する協議を行う。

イ 避難経路、校地内の安全確認

- ・ 避難経路となる廊下や階段、出入口付近には、障害になるものを置かない。
- ・ 複数の避難経路を設定し、共通理解を図るとともに、定期的に安全の確認を行う。
- ・ 校内放送設備が使用できない場合を想定した誘導の方法の共通理解を図る。

ウ チェックの方法

- ・ 点検日を設定し、作成したチェック表に沿って、点検箇所ごとに異常の有無、状態、対応を記入する。
- ・ 児童生徒が自主的に危険箇所を認識し、セルフチェックできるようにする。

② 使用施設の設定

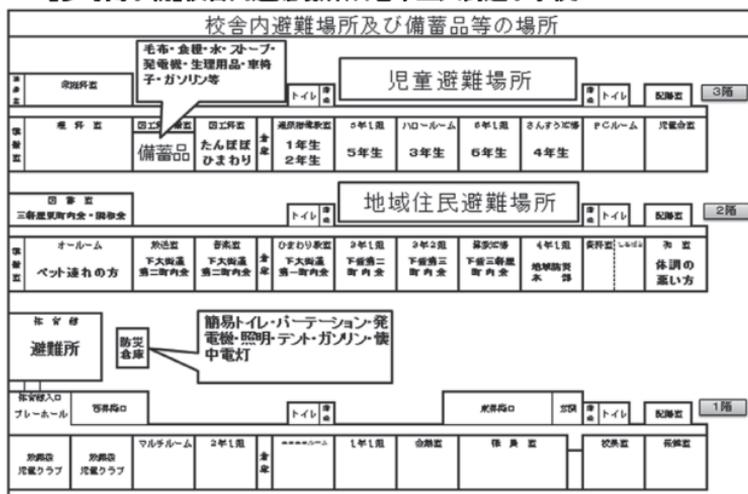
学校施設が避難所として使用されることを想定し、あらかじめ施設使用方針を決定しておく。また、施設使用方針の決定に当たっては、学校運営や応急教育への対応等を踏まえ、以下の施設を避難所施設から除外するなどの配慮を行い、使用施設の優先順位を明確にしておく。

【避難所使用除外施設(例)】

- ア 教育活動スペースとしての普通教室
- イ 管理スペースとしての校長室、職員室
- ウ 医療スペースとしての保健室
- エ 機械・化学薬品等がある特別教室
- オ その他避難所として使用することにより、学校運営や応急教育に著しく支障をきたす施設



【参考掲示物】校舎内避難場所(石巻市立大街道小学校)



体育館内避難位置



【学校の役割分担(例)】

	内容等
管理職 (校長・副校長・教頭)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会、市町村防災部局との連絡調整 ・避難所使用施設と立入禁止区域の設定 ・夜間や職員不在時の災害発生に備えた対応
教務・主幹教諭 防災主任	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック表の作成と点検日の設定 ・避難経路の確認と点検 ・避難場所を示した掲示物の作成と表示
学級担任等	<ul style="list-style-type: none"> ・チェック表を基にした安全点検の実施
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・医療スペースの確保と備品の整理

(4) 避難所との共存と解消

- ◎ 教職員は、避難所の設置、初期段階の避難所運営の他に、児童生徒の安否確認、学区内の被災状況の確認、学校再開に向けた準備に取り組んだ。
- ◎ 避難者の理解を得て、教育スペースと避難所スペースの区切りをつけた。
- ◎ 校舎内を避難所としていた中学校では、避難所を武道場と小学校の体育館に移転する際、避難者自身が避難スペースを決めた。

① 避難スペースの統廃合における注意事項

- ・ 避難所運営委員会(自治組織)の了解を得て、教室等避難スペースの統廃合の内容とスケジュールを決定する。
- ・ 市町村災害対策本部の責任者が避難者に説明をし、協力を依頼する。
- ・ 移動に際しては従来の避難スペースごとのまとまりをできるだけ崩さないように配慮する。

② 学校避難所との共存・解消手順

- ・ 学校再開と連動させ、避難所解消に向けて避難者との話し合いを設定する。(市町村対策本部の責任者が対応)
- ・ 避難所と共存する際は、避難者と行事を共に行う等、児童生徒が関わる場を設定する。
- ・ 撤収した避難スペースは、清掃及び整理・整頓の後、施設管理者に引き渡す。
- ・ 救援物資等を整理・配布する。

【学校の役割分担(例)】

	内 容 等
管理職 (校長・副校長・教頭)	・学校災害対策本部の総括、意思決定 ・教育委員会、市町村災害対策本部との連携
教務・主幹教諭 防災主任	・危険箇所の集約、表示等による注意喚起 ・点検計画立案、調整、教室配置、確認
学級担任等	・学校防災計画等をもとにした安全点検 ・清掃、見回り、救援物資の整理・配布
養護教諭	・清掃計画立案 ・薬品管理 ・環境衛生管理 ・清掃用具、清掃の点検
事務職員	・危険箇所の補修、専門家による点検依頼 ・清掃用具の購入 ・清掃業者への依頼 ・備品購入

チェックリスト

- 災害に対する正しい情報収集
- 避難所(校舎・体育館など)での安全確保
- 危険箇所の集約, 表示による注意喚起
- 表示に沿った避難
- 教職員の役割分担
- 市町村災害対策本部との連絡調整
- 教職員, 地域, PTA, 市町村災害対策本部等と協働での避難所運営
- 避難所の縮小・解消に向けた連絡調整
- 避難所運営の記録



【宮城県】



【宮城県】



【宮城県】

(1) 施設・設備の安全点検

- ◎ 給食室に保管してある消耗品(ラップ, 使い捨て手袋, ペーパータオル, 消毒用アルコール, 次亜塩素酸ナトリウム等の薬剤)や食品を活用し, 災害で困窮している方々の救済に努めた。
- 東日本大震災では, 排水管やガス管がずれて, 再開まで時間を要した。

① ライフラインの点検

- ・ 水道・電気・ガス等は, 専門業者による点検を行い, 故障箇所等を確認する。
- ・ 都市ガスの場合, 地下の配管が破損していることも想定し, 専門業者による立会いのもとで開栓する。

② 施設・設備の点検

- ・ 壁や天井などの亀裂や破損の点検を行う。
- ・ 給水・排水の設備について, 専門業者による点検を行う。

③ 電気製品・ガス器具の点検

- ・ 調理室内の電気製品, ダムウェーター等は, 専門業者による点検を行い, 漏電による事故を防ぐ。
- ・ ガス器具についても, ガス漏れ等を想定し, 専門業者立会いのもとで, 開栓する。

【学校の役割分担(例)】

	内 容 等
管理職 (校長・副校長・教頭)	・施設の被災状況が著しい時は, 復旧が速やかに進むよう教育委員会との折衝
主幹教諭・教務 防災主任	・配膳室やランチルーム等学校給食に関わる施設の安全性の確認
学級担任等	・教室の学校給食関連備品の破損について確認
養護教諭	・水道水の安全等について確認
栄養教諭等	・学校給食の再開に向けて, ハード・ソフト両面での条件等の整備
事務職員	・学校給食施設の被災状況について確認 ・再開に必要な修繕等について, 予算の確保, 業者の手配(教育委員会との連携)

(2) 学校給食の再開に向けて

◎ 食物アレルギー疾患を有する児童生徒への対応を可能にするため、学校保管の備蓄食品については、可能な範囲でアレルゲンフリーのものを準備するように学校給食の手引きに記載した。

① 納入業者の被災状況の確認

- ・ 給食物資の納入業者の被災状況及び物資の納入が可能か確認する。
- ・ 期間内の納入が難しい場合には、教育委員会等とも確認をとりながら、納入可能な業者を選定する。

② 食品の安全性の確認

- ・ 原子力災害があった場合には、食材等における安全性の確認のため、教育委員会と調整し、放射能検査を実施する。
- ・ 不安や風評被害の対応のため、科学的根拠に基づき、説明責任が果たせるように教育委員会と連携し、情報の収集を行う。

③ 給食の形態について

- ・ 甚大な災害の場合は、簡易給食から開始し、通常給食開始に向けて、並行して準備を行う。

④ 仕出し弁当等での対応

- ・ 調理済み食品の活用、仕出し方式での提供等を検討する。
- ・ 仕出し形式の場合は、学校給食の衛生管理基準を満たす業者の選定、提供する内容・納入方法・返却方法等詳細について検討する。

⑤ 近隣施設からの提供

- ・ 市町村内、近隣市町村からの学校給食の提供について検討する。
- ・ 毎日の提供が難しい場合は、④の方法と併用し、隔日での提供や汁物のみ提供を受ける等を検討する。

【東日本大震災後の南三陸町の学校給食提供例】



簡易給食の提供(5月～)



仕出しでの提供開始(6月～)



仕出しでの提供（ごはんが主食の弁当）



2学期から汁物の提供開始

⑥ 食物アレルギーや摂食に配慮が必要な児童生徒への対応

- ・ 誤食・誤嚥等の事故が起きないように使用食材の確認や摂食可能か家庭に確認する等の配慮を行う。



通常給食として提供する仕出し弁当

アレルギーに対応した仕出し弁当
(ポテトサラダ・厚焼き卵の替わりにウィンナーを入れた)

【学校の役割分担(例)】

	内 容 等
管理職 (校長・副校長・教頭)	・学校給食施設の被災状況を考慮した学校の再開日程の調整
主幹教諭・教務 防災主任	・学校給食が再開するまでの学校運営の調整
学級担任等	・転出入した児童生徒の食物アレルギー対応等の適切な引継ぎ
養護教諭	・給食配慮児童生徒の緊急時連絡先や緊急時対応の変更確認 ・教職員間での情報共有
栄養教諭等	・学校給食再開のための準備 ・調達可能な食材について、配慮が必要な児童生徒の摂食可能かどうかの確認
事務職員	・再開に必要な修繕等について教育委員会と連携(予算, 業者の手配等)

チェックリスト

① 施設・設備の安全点検

- ライフライン復旧後の安全確認
- 施設・設備の点検を行い、修繕の必要な箇所を把握し、予算の確保、修繕業者の手配等、教育委員会との連携
- 調理室内の電気製品・ガス器具の点検

② 学校給食の再開に向けて

- 教職員との連携
- 市町村教育委員会との連携
- 給食施設(自校、給食センター)の状況把握
- 納入業者の被災状況の確認
- 学校再開までの学校運営を、給食施設等と連携して協議
- 食物アレルギー等疾患を持つ児童生徒の緊急時対応、連絡先の確認
- 学校給食の提供方法について決定
- 配慮の必要な児童・生徒への対応について確認

参 考

災害時における蒸気回転釜(230ℓ)による炊飯方法

- ① 米 60 kgを洗米し、ざるに上げておく。
 - ② 蒸気回転釜に 90ℓの水をはり加熱する。【所要時間 10 分】
 - ③ 沸騰したら米を入れ、軽く 1 回かき混ぜる。【所要時間 10 分】
 - ④ 再沸騰後に 3 回かき混ぜ蓋をする。【所要時間 5 分】
 - ⑤ 5 分後、蒸気を弱めて 10 分加熱する。【所要時間 10 分】
 - ⑥ 米の表面に水分が無くなったら蒸気を止める。【所要時間 20 分】
- 【合計 55 分】

「食に関する指導・学校給食の手引き」から

【宮城県教育委員会・公益財団法人宮城県学校給食会】